

# 禁煙支援薬局登録証の交付について

## ①令和7年度新規登録の薬局

※過去に登録していた場合でも、有効期間失効後に登録となった場合は新規登録になります。

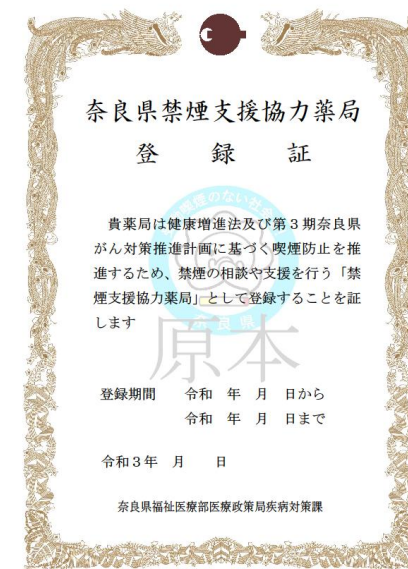
- ・ 令和7年度研修会受講後、申請により登録証を交付します。
- ・ 交付する登録証有効期間：令和7年12月～令和9年3月31日  
(新規登録は年度途中の登録となるため、有効期間は登録の翌年度までとなります)

## ②令和6年度に新規登録の薬局(初めて登録証を更新する薬局) (登録証有効期間：R6年12月16日～R8年3月31日)

- ・ 令和7年度研修会受講することで、申請により登録証を交付します。
- ・ 交付する登録証有効期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日

## ③令和5年度に更新登録の薬局(既に登録証を更新したことのある薬局) (登録証有効期間：R6年4月1日～R8年3月31日)

- ・ 令和6年度もしくは令和7年度いずれかの研修会を受講(有効期間内に1回受講)することで、申請により登録証を交付します。
- ・ 交付する登録証有効期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日



・ 登録証は、薬局宛て発行となります。所属の薬剤師が1名以上受講していただくことで登録証を発行します。  
奈良市の「禁煙支援アドバイザー研修会」を受講された場合も登録の対象となります。

・ 登録証の有効期限は原則2年間です。有効期間中(1回/2年)の研修会受講で登録を継続できます。

・ 登録証の有効期限が失効している場合は、新規扱いの受講となります。

今年度末(R8年3月31日)で登録証有効期間が切れる薬局で、昨年度禁煙支援アドバイザー研修を受講していない薬局は、登録証更新のために必ず禁煙支援アドバイザー研修を受講してください。よろしくお願いいたします。